

埼玉県県土整備部発注の土木関連業務・工事における
BIM/CIM適用に関する試行方針

令和6年5月15日
埼玉県県土整備部

1. BIM/CIM適用の目的

BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) とは、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることである。そこで、受発注者の生産性向上を目的に、土木関連業務・工事におけるBIM/CIMの適用について、試行的に取り組むものとする。

2. BIM/CIM適用の対象範囲

以下に示す業務・工事に該当するものを対象とする。

- ・ 測量業務共通仕様書に基づき実施する測量業務
- ・ 地質・土質調査業務共通仕様書に基づき実施する地質・土質調査業務
- ・ 土木設計業務等共通仕様書に基づき実施する設計及び計画業務
- ・ 土木工事共通仕様書に基づき実施する土木工事

ただし、小規模なもの及び災害復旧工事等の緊急性を要する業務・工事を除く。

なお、これによらず対象以外の業務・工事においても積極的な導入を推進する。

3. 3次元モデルの活用

業務・工事ごとに発注者が3次元モデルの活用内容を明確にしたうえで、受注者が3次元モデルを作成し、受発注者で活用するものとする。実施にあたっては、受発注者間で活用内容及び3次元モデルの詳細な作成内容（作成範囲・詳細度・属性情報等）を協議する。

発注時点で発注者が当該業務・工事で活用したい場合、別紙1に例示されている項目の中から実施する活用内容を選定し、あらかじめ指定する。特に大規模事業や重要構造物^{*}などの業務・工事においては活用が有効であり、積極的に活用する。3次元モデルの作成にあたっては、活用内容を満たす必要十分な程度の範囲・精度で作成するものとし、活用内容以外の箇所の作成を受注者に求めないものとする。

※重要構造物

橋梁上部工、トンネル工、函渠工（樋門・樋管含む）、躯体工（橋台）、RC躯体工（橋脚）、橋脚フーチング工、RC擁壁、砂防堰堤、堰本体工、排水機場本体工、水門工、共同溝本体工 等

なお、「埼玉県GIS（地理情報システム）」において、3次元モデルを作成する業務・工事の対象範囲の3次元点群データが公表されている場合、活用すること。

4. 3次元モデル作成に必要な経費

3次元モデルを活用した業務・工事においては、3次元モデルの作成、ソフトウェアの調達等の活用内容の実施に必要な経費を受注者からの見積により計上する。なお、実施内容及び費用については受発注者間で事前協議を行うものとし、当該業務・工事において発注者が必要と認めるものに限る、費用計上の対象とする。

5. DS (Data-Sharing) の実施 (発注者によるデータ共有)

業務・工事の契約後速やかに、発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報を説明し、受注者が希望する参考資料 (電子データを含む) を貸与する。説明に使用する資料は、別紙2の記載例を参考に作成するものとする。

6. 適用時期

令和6年6月1日以降に入札契約手続きを開始する業務・工事から適用する。

7. その他

詳細は、別途定める。